

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
規則	
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（治山林道課）	2
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	3
◎河川法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立（河川課）	3
○道路の区域変更（道路課）	3
◎告示（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部改正（建築指導課）	3
公告	
○漁港及び漁場の整備等に関する法律による所有者不明の工作物等の措置（4件）（漁港漁場課）	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（5・17掲示）	4
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈〃〉	5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数〈〃〉	5
落札公告	
○落札者等の公告（3件）（デジタル政策課）	5

規則	

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和6年5月28日	
高知県知事 濱田 省司	

高知県規則第61号
高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則（昭和24年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「470円」を「490円」に、

「

1件につき1,310円
1件につき1,680円
1件につき2,110円
1件につき1,240円
1件につき1,390円
1件につき1,310円
1件につき1,600円
1件につき1,240円

」

を
「

1件につき1,350円
1件につき1,750円
1件につき2,260円
1件につき1,310円
1件につき1,460円
1件につき1,390円
1件につき1,640円
1件につき1,310円

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第62号

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

高知県生活保護法施行細則（昭和53年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第25条の3の見出しを「（進学・就職準備給付金支給申請書）」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に改める。

別記第65号様式を次のように改める。

第65号様式（第25条の3関係）

福祉保健所長 様

年 月 日

申請者（進学する者又は就職する者）
住所又は居所
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金支給申請書

生活保護法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 世帯主の氏名：_____
- 申請者の生年月日：_____年____月____日
- 進学し、又は就職する先（大学等名、会社名等）の名称：_____
- 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
☐ 進学・就職前の住所と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記入してください。）
居住（予定）地：_____
- 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 関係書類
(1) 進学の場合
ア 入学手続きに着手していることを確認することができる次に掲げるいずれかの書類
(ア) 入学金を納付したことを証明する書類等の写し
(イ) 入学金の延納（進学後に納付することをいいます。）を申請した書類の写し
(ウ) 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書及び進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
ウ ア及びイに掲げるもののほか、支給決定に当たり必要があると認められる書類
注 上記の書類を申請時に準備することができない場合は、進学する大学等（特定教育訓練施設）の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等（特定教育訓練施設）に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
(2) 就職の場合
ア 就職する見込みであることを確認することができる次に掲げるいずれかの書類
(ア) 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
(イ) 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、確実に就職先に就職することを証する書類
イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
- 進学・就職準備給付金の振込先（申請者名義の口座に限ります。）
(1) 金融機関名：_____銀行・労働金庫・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類を○で囲んでください。)
(2) 支店名：_____支店（ゆうちょ銀行の場合を除きます。)
(3) 記号： 支店（ゆうちょ銀行の場合に記入してください。)
(4) 預金種類： ☐ 普通貯金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)
(5) 口座番号： （右に詰めて記入してください。)
(6) 口座名義人（カタカナで記入してください。）：_____
注 上記の金融機関名、支店名（記号）、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳の写し等の書類を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第389号

令和6年4月高知県告示第270号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和6年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村野川235番地
イ 氏名
寺村 信喜
(2)ア 登記簿記載の住所
安芸郡北川村野川215番地
イ 氏名
谷村 君男
(3)ア 登記簿記載の住所
香美市土佐山田町旭町三丁目1番37号
イ 氏名
黒岩 理恵
(4)ア 登記簿記載の住所
高知市井口町115番地
イ 氏名
門脇 耕造
(5)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐村和田2732地番
イ 氏名
西峰 國夫
(6)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村小川樅ノ木山767地番
イ 氏名
岡林 広一
(7)ア 登記簿記載の住所
大阪市港区築港一丁目6番2-245号
イ 氏名
和田 郁生
(8)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町竹ノ谷1531地番
イ 氏名

(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町竹ノ谷1444地番 イ 氏名 山中 福喜 (10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町竹ノ谷1514地番3 イ 氏名 山中 広見 (11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町竹ノ谷1514地番 イ 氏名 山中 隆英 (12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町竹ノ谷1番屋敷敷下1番戸 イ 氏名 山中 隆英 (13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡明治村鎌井田 イ 氏名 武智 寿三郎 (14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡大野見村萩中2116番地 イ 氏名 池田 寛 (15)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町唐浜377番地2 イ 氏名 小松 高喜 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和40年8月農林省告示第893号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第390号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年5月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和6年5月28日 高知県知事 濱田 省司	公共測量（用地測量） 2 作業期間 令和6年4月20日から令和7年2月28日まで 3 作業地域 幡多郡黒潮町熊野浦 高知県告示第391号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年5月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和6年5月28日 高知県知事 濱田 省司 1 作業種類 公共測量（用地測量） 2 作業期間 令和6年4月20日から令和7年2月28日まで 3 作業地域 幡多郡黒潮町熊野浦 高知県告示第392号 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年5月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和6年5月28日 高知県知事 濱田 省司 1 作業種類 公共測量（用地測量） 2 作業期間 令和6年4月23日から令和7年2月28日まで 3 作業地域 幡多郡黒潮町熊野浦地内 高知県告示第393号 河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づき河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。 なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央西木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和6年5月28日 高知県知事 濱田 省司 1 河川の名称 一級河川仁淀川水系天神ヶ谷川 2 河川管理施設の名称又は種類 水圧涵路 3 河川管理施設の位置	吾川郡いの町枝川字ヨシカ中1289番4地先 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (1) 名称 道路管理者 四国地方整備局長 (2) 住所 香川県高松市サンポート3番33号 (3) 代表者の氏名 佐々木 淑充 5 管理の内容 (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕 (2) 専ら道路専用施設に係る災害復旧 6 管理の期間 令和6年4月1日から道路の存続する日まで 高知県告示第394号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、令和6年5月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和6年5月28日 高知県知事 濱田 省司 1 道路の種類 国道 2 路線名 194号 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町加田字高芝731番1から 吾川郡いの町加田字又四郎2913番1まで	前	8.9 } 53.0	540
	後	10.0 } 53.0	540

高知県告示第395号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第415号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正する。
令和6年5月28日

高知県知事 濱田 省司

3 中

「(2) 一般財団法人ベタリーピング名古屋事務所
愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号」
を
「(2) 一般財団法人ベタリーピング名古屋事務所
愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号
(3) 一般財団法人ベタリーピング大阪事務所
大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号」
に改める。

公 告

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）
第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。
令和6年5月28日

大島漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
宿毛市大島 大島南物揚場水域
(1) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.50メートル）
(2) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.10メートル、船幅1.50メートル）
(3) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.50メートル、船幅1.50メートル）
2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に大島漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
3 漁港管理者の措置
大島漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

~~~~~  
漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）  
第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

- 令和6年5月28日  
沖の島漁港漁港管理者  
高知県知事 濱田 省司  
1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
(1) 宿毛市沖の島町弘瀬 臨港道路  
F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.50メートル、船幅0.60メートル）  
(2) 宿毛市沖の島町古屋野浦 野積場用地  
F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.00メートル、船幅1.40メートル）  
(3) 宿毛市沖の島町母島 臨港道路  
F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.20メートル、船幅1.50メートル）  
2 所有者の行うべき措置  
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に沖の島漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。  
3 漁港管理者の措置  
沖の島漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。  
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

~~~~~  
漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）
第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。
令和6年5月28日

佐賀漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
(1) 幡多郡黒潮町横浜 漁船修理施設用地
F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.70メートル、船幅1.40メートル）
(2) 幡多郡黒潮町横浜 漁具保管修理施設用地
ア F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.40メートル）
イ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長7.40メートル、船幅2.70メートル）

- ウ F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.70メートル、船幅1.70メートル）
2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に佐賀漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
3 漁港管理者の措置
佐賀漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

~~~~~  
漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）  
第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。  
令和6年5月28日

伊田漁港漁港管理者  
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
幡多郡黒潮町伊田 漁船修理場用地  
F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.40メートル、船幅1.50メートル）  
2 所有者の行うべき措置  
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に伊田漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。  
3 漁港管理者の措置  
伊田漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。  
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第29号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づ

く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,629人である。

令和6年5月17日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、163,571人である。

令和6年5月17日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年5月17日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 89,969人 |
| 室戸市・東洋町選挙区              | 4,197人  |
| 安芸市・芸西村選挙区              | 5,685人  |
| 南国市選挙区                  | 12,940人 |
| 土佐市選挙区                  | 7,338人  |
| 須崎市選挙区                  | 5,642人  |
| 宿毛市・大月町・三原村選挙区          | 7,251人  |
| 土佐清水市選挙区                | 3,616人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,179人  |
| 香南市選挙区                  | 9,211人  |
| 香美市選挙区                  | 7,158人  |
| 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 | 2,881人  |
| 長岡郡・土佐郡選挙区              | 3,012人  |
| 吾川郡選挙区                  | 7,610人  |
| 中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区    | 8,781人  |
| 佐川町・越知町・日高村選挙区          | 6,359人  |
| 黒潮町選挙区                  | 2,983人  |

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和6年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
125,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和6年度給与システム運用保守委託業務外7業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
132,396,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和6年度共通基盤機器等運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総合企画部デジタル政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
34,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため